

Tax Alert

September 2024

法人所得税の改正法草案に関する税務アラート

国会の税法改正プログラムによると、法人所得税（以下「CIT」）に関する改正法草案は2025年5月の第9回国国会議で可決され、2026年1月1日から施行される予定です。政府に提出するために、財政省はCIT改正法草案を公表し、内容について意見を募集しています。本草案の中では以下のような注目すべき変更案が示されました。

1. 規制範囲

- グローバル税源浸食防止規則（ピラー2-第2の柱）に基づき、ベトナムにおいて徴収されるトップアップ税をカバーするために、CIT法の規制範囲を変更しています。

2. 課税所得

- 「非課税所得」項目として、国家予算からの直接支援、発行後の最初のカーボンプレジットの譲渡、グリーンボンドの利息収入、発行後の最初のグリーンボンドの譲渡収入を含めています。
- ベトナム企業の海外投資による所得に対する申告および納税に関する規定を改正し、海外投資による利益が現行のように実際にベトナムに送金されるまで待つのではなく、所得が発生した課税対象期間に申告および納税することを義務付けます。

3. 税優遇が異なる事業間の所得・損失の相殺

- 複数の事業活動を行う企業について、現行法では税優遇を受けている事業活動の中で生じた所得を、それ以外の事業活動から生じた損失と相殺することができます。しかし、CIT改正法草案では、税優遇を受けている事業の中で生じた所得を、それ以外の事業から生じた損失と相殺することができなくなります。
- 不動産譲渡益、投資プロジェクト譲渡益および投資プロジェクト参加権譲渡益は、課税対象期間の営業損失と相殺することができます。

4. サービス提供による収入の認識時期

- サービス提供による収入についての税務上の認識時期は、サービス提供の完了時、またはサービス完了前に請求書が発行された場合は請求書の発行時となります。

5. 損金算入費用と損金不算入費用

- 「非現金決済」の条件を改正し、損金算入要件とされている銀行送金・クレジットカード支払証等の支払証憑の入手についての金額基準2,000万ドンが削除されました。これにより、関連法規で規定された特定のケースを除き、非現金決済が求められることとなります。
- 以下のように損金不算入費用項目を明記しました。
 - 石油またはガスの探索、探鉱及び採掘契約の実施のために取得したローンの利息。
 - 融資に対して年利20%を超えた信用機関または経済組織以外の貸金業者から取得したローンの利息。
 - 支出条件および支出内容が法律に適合しない費用。
- 全額が控除されていないインプットVATで還付対象とならないものについては、法人税法上の損金算入が可能です。

6. 税率

- 小規模企業および零細企業に適用されるCIT税率について、年間売上高が30億ドンまたは500億ドン以下の場合には、それぞれ15%または17%とすることが明記されました。
- 外国企業による「資本譲渡、資産譲渡」からの所得に適用されるCIT税率を改正します。外国企業がベトナムに拠点を有するか否かに関わらず、譲渡額に対して2%の法人税が課されます。

7. 優遇税制

- 税優遇の対象についての主な変更点は以下のとおりです。
 - バイオテクノロジー開発、家畜、家禽、水産物の飼料生産、最低資本金6兆ドンの製造業プロジェクト、ハイテク分野への投資を伴わないハイテク区での投資プロジェクトなど、一部の特定事業は税優遇の対象外となります。
 - 自動車製造及び自動車組立を税優遇の対象に加えます。
 - 税優遇地域及びその税優遇に関する規定を改正します。具体的には工業団地が税優遇地域から除外される一方で、新たに集中情報技術地域がハイテク区および経済区に含まれ税優遇地域として扱われます。また、社会的・経済的に良好な状況にある地域における新規投資プロジェクトに対する優遇が減額されます。

- 拡張投資プロジェクトに対するCIT優遇の規定をより簡素化します。
 - 既存の投資プロジェクトのCIT優遇がまだ有効である場合：既存の投資プロジェクトにおけるCIT優遇の残り期間、拡張投資プロジェクトに対してもその税優遇が適用されます。そのため、拡張投資プロジェクトから発生する増加所得を別途計上する必要がなくなります。
 - 既存の投資プロジェクトのCIT優遇が満了している場合：拡張投資プロジェクトによる増加所得に対して、同分野および同優遇地域での投資プロジェクトに適用される免税または減税期間と同様に、登録した投資資本の抛出が完了した年度から免税または減税されます。拡張投資プロジェクトによる増加所得と、既存の投資プロジェクトによる所得を区別して計上できない場合、企業の固定資産の総額に対する新規投資固定資産の比率で増加所得を計算することになります。
- 企業が様々な税優遇の条件を満たす場合、企業は最も有益なCIT税優遇を選択することができ、選択された税優遇が期間全体を通して適用されます。
- 企業が、CITの優遇税率を享受する条件を満たすと同時に、分野の税優遇条件または地域の税優遇条件（「他のCIT優遇条件」）を満たすケースがあります。企業が優遇税率以外の他のCIT優遇条件に基づく税優遇を享受する場合、他のCIT優遇条件が終了後、企業は優遇税率の条件に基づく残りの期間に優遇税率の適用に切り替えることができます。
- 企業が、課税所得の発生後に、ハイテク応用プロジェクト証明書、ハイテク企業証明書、ハイテク応用農業プロジェクト証明書、科学技術企業証明書、補助工業製品生産奨励プロジェクト証明書（以下、「証明書、奨励確認書」）に基づく税優遇を受ける場合、CITの免税または減税期間は、証明書、奨励確認書が交付された年度から起算されます。証明書、奨励確認書が交付された年度に課税所得が発生していない場合、CITの免税または減免期間は、課税所得が発生した最初の年度から、または、最初の3年間に課税所得が発生していない場合は証明書、奨励確認書が交付されて4年目から起算されます。

8. グローバル税源浸食防止規則に基づくトップアップ税の法律化

- 草案では、OECDのスタンダードモデルに基づきトップアップ税を規制する章が設けられています。

CITの改正法草案について、ご相談などございましたら、KPMGまでお問い合わせください。

Contact us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務、税務・投資・コーポレートサービス、ビジネス・アドバイザー・サービス、ファイナンシャル・アドバイザー・サービス、ITコンサルティング

Japanese Practice

Hanoi

46th Floor, Keangnam Landmark 72,
E6 Pham Hung, Me Tri, Nam Tu Liem
T +84 (24) 3946 1600

谷中 靖久 - HCMC 兼任
公認会計士 (日本) ディレクター
E yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

秋本 和宏
公認会計士 (日本) シニアマネジャー
E kazuhiroakimoto@kpmg.com.vn

三木 拓也
公認会計士 (日本) シニアマネジャー
E takuyamiki@kpmg.com.vn

加藤 正一
公認会計士 (米国) マネジャー
E masakazukato1@kpmg.com.vn

Pham Thi Thu Huong - 日本語可
マネジャー
E huongtpham@kpmg.com.vn

Nguyen Viet Cam Van - 日本語可
アシスタントマネジャー
E vcnguyen1@kpmg.com.vn

Ho Chi Minh City

10th Floor, Sun Wah Tower,
115 Nguyen Hue, Ben Nghe, District 1
T +84 (28) 3821 9266

古屋 秀規
公認会計士 (日本) シニアマネジャー
E hfuruya@kpmg.com.vn

秋葉 敬幸
公認会計士 (日本) マネジャー
E takayukiakiba@kpmg.com.vn

日野 (角間) 紀子
公認会計士 (日本) マネジャー
E norikohino@kpmg.com.vn

ベトナムデスク

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

100-8172
東京都千代田区大手町1-9-7
大手町フィナンシャルシティ
サウスタワー
T +81 33548 5805

秋田 憲宏
公認会計士 (日本) マネジャー
E norihiro.akita@jp.kpmg.com

大阪事務所

T 541-0048
大阪市中央区北浜3丁目5番29号日本生
命淀屋橋ビル
T +81 67731 1000

亀田 真之
公認会計士 (日本) マネジャー
E masayuki.kameda@jp.kpmg.com

名古屋事務所

450-6426
愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28番12
号大名古屋ビルヂング26
T +81 52589 0500

大門 亮介
公認会計士 (日本) パートナー
E ryosuke.okado@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2024 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Law Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.



Scan to visit our website: kpmg.com.vn

Email: info@kpmg.com.vn